

今帰仁再発見村民発信 PR 事業「なきじんウォーカー」実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、新型コロナウイルス感染症による観光産業の落ち込みに伴う宿泊事業者の経済的影響の緩和含め、コロナ禍対策として村民が村内宿泊事業所を利用し、村民がその良さを発信することで観光需要の喚起につなげることを目的に実施する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊体験券 前条の目的を達成するために、村観光協会が交付する宿泊体験券をいう。
- (2) 交付対象者 申請時に今帰仁村に住民登録がされている者。
- (3) 特定取引 宿泊体験券によって決済される宿泊の取引をいう。
- (4) 登録事業者 特定取引を行い、受け取った宿泊体験券の換金を申し出ることができる者として本事業に登録された者。
- (5) 請求者 登録事業者に宿泊料を前払い等、宿泊体験券を使用する前に宿泊料を決済した者。

(宿泊体験の実施期間)

第3条 宿泊体験の実施期間は、令和2年12月7日(チェックイン)から令和3年2月7日(チェックイン)までの間とする。

(宿泊体験券の補助額)

第4条 宿泊体験券の補助額については、別記1に定める。

(宿泊体験券の交付対象者等)

第5条 村観光協会は、この要綱に定めるところにより、今帰仁村再発見村民発信 PR 事業「なきじんウォーカー」宿泊体験券交付申請書(様式第1号)(以下「交付申請書」という。)によって申請がなされた場合、対象要件に該当する場合は宿泊体験券(様式第2号)を交付する。

(宿泊体験券の使用範囲等)

第6条 宿泊体験券は、登録事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 宿泊体験券の使用期間は、令和2年12月7日(チェックイン)から令和3年2月7日

(チェックイン)までの間とする。

- 4 宿泊体験券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。
- 5 宿泊体験券は、交付対象者に限り使用することができる。
- 6 宿泊体験券は、登録事業者から提供を受ける宿泊費用(プランに含まれる食事も含む)のみ使用することができる。
- 7 GOTOトラベル等他の公的助成との併用はできません。

(宿泊体験券の申請)

第7条 交付対象者が宿泊体験券の申請を行う場合は、登録事業者へ予約後、本人確認書類を持参し、交付申請書を村観光協会に申請するものとする。

- 2 前項による申請期間は、第3条で定める事業の実施期間に準じる。ただし、予算の上限に達した場合は終了期限を待たずに終了する。
- 3 申請は、1世帯に対し一回限り申請することができる。

(代理人による宿泊体験券の申請)

第8条 交付対象者に代わり、代理人として申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 交付対象者の属する世帯構成者
- (2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
- (3) 親族その他の平素から交付対象者本人の身の回りの世話をしている者

(宿泊体験券の交付の決定)

第9条 村観光協会は、第7条の規定により提出された交付申請書を受理したときは、速やかに内容を確認のうえ、宿泊体験券の交付を行う。ただし、内容に疑義がある場合には、村観光協会から当該申請者に対し必要な資料の提出や説明を求めることができる。

- 2 交付対象者は、前項の規定により宿泊体験券の交付を受けた後に特定取引の内容に変更が生じた場合は、宿泊体験券を使用せず直ちに村観光協会に報告するものとする。

(登録事業者の登録等)

第10条 村観光協会は、登録事業者を公募し、申請のあった事業者を選定する。

- 2 その他、登録事業者に関する事項については別に定める。

(登録事業者の責務)

第11条 登録事業者は、特定取引において特段の事情なく宿泊体験券の受け取りを拒んではならない。この場合、村観光協会と適切な連携体制を構築するなど、前条第2項に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 村観光協会は、登録事業者が前条第2項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(交付対象者の責務)

第12条 交付対象者は本事業にて再発見した本村の魅力を個々の手段で発信すること。また、アンケートに回答し提出すること。

(宿泊体験券の換金手続)

第13条 村観光協会は、特定取引において宿泊体験券が使用された場合は、登録事業者及び請求者の請求に応じて、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

- 2 登録事業者は、宿泊体験券及び宿泊体験券換金請求書(様式第3号)をもって換金を申し出なければならない。
- 3 請求者は、特定取引後、宿泊体験券換金請求書(様式第3-2号)及び登録事業者が発行する宿泊証明書(様式第4号)及び宿泊体験券(補助金額記載版)を添えて換金を申し出なければならない。
- 4 換金の方法は、換金請求書で指定した口座へ振込む方法による。口座振込みは、毎週火曜日及び木曜日とする。
- 5 登録事業者及び請求者は、令和3年2月16日までに宿泊体験券の換金を申し出るものとし、期限を過ぎた場合は宿泊体験券の換金はできない。

(宿泊体験券に関する周知等)

第14条 村観光協会は、本事業の実施にあたり事業の概要について、村広報誌や今帰仁村観光協会ホームページ及び今帰仁村ホームページ、その他の方法により住民への周知を行う。

(不当利得の返還)

第15条 村観光協会は、宿泊体験券の交付後であって当該交付された者が交付対象者の要件に該当しない者(以下「返還対象者」という。)であることを把握した時は、把握した時期に応じて、以下のとおり対応する。

- (1) 返還対象者が宿泊体験券を利用する前にあつては、返還対象者に宿泊体験券の返還を求める。
- (2) 返還対象者が宿泊体験券を使用した後については、使用した額面に相当する金額を返還しなければならない。返還者が引き続き宿泊体験券を所持している場合には、前号と同様の措置を講ずる。

(その他)

第16条 この要綱の実施のために必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 26 日から施行する。

別記1

利用	補助額
単身世帯	上限 1 万円
世帯員 2 名以上の世帯	2 人まで 1 人につき上限 1 万円 3 人目以降 1 人につき上限 5 千円 (料金が発生する場合対象)

留意点

予約キャンセル料については補助金対象外となる為、登録事業者は予約受付時にその旨を告知し、宿泊者側も予約時に十分に確認する事。

様式第1号(第5条関係)

今帰仁再発見村民発信 PR 事業「なきじんウォーカー」宿泊体験券交付申請書

今帰仁村観光協会 殿

申請日 令和 年 月 日

1. 交付申請者(宿泊予約者名)

氏名	生年月日	住所
(ふりがな)	T・S・H	
㊟	年 月 日	電話番号 - -

上記の記名をもって下記の誓約・同意事項に同意し、宿泊体験券の交付を申請します。

2. 予約した宿泊情報

施設名	宿泊期間	宿泊者数	宿泊費用

3. 交付対象者を代理して、1.、2. について申請を行う場合は、以下に代理人等が氏名等を記入してください。

代理人	代理人氏名	交付対象者との関係	生年月日	代理人住所
	(ふりがな)	1. 法定代理人	T・S・H	
	㊟	2. その他	年 月 日	連絡先
上記の者を代理人と認め、宿泊体験券の交付申請を委任します。				交付対象者氏名
				㊟

誓約・同意事項

- (1) 宿泊体験券の交付対象要件の該当性等を審査するため、村観光協会が私について本人確認ができる証明書(免許証・保険証・パスポートなど)の提示による確認を行うことや、必要な資料を行政機関等に求めることに同意します。
- (2) 村観光協会が交付決定をした後、申請者の不備等があり、宿泊体験券の引渡し完了せず、かつ、令和3年2月7日までに交付対象者に連絡・確認できない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (3) 宿泊体験券の交付後、対象要件に該当しないことが判明した場合には、宿泊体験券又は使用した額面の金額を返還します。

様式第 2 号(第 5 条関係)

今帰仁再発見村民発信 PR 事業「なきじんウォーカー」 宿泊体験券

予約者名	
住所	今帰仁村字
宿泊施設名	
宿泊期間	
宿泊者数	人
宿泊料	

今帰仁再発見村民発信 PR 事業宿泊体験券交付申請に基づき上記のとおり交付する。

今帰仁村観光協会 印

※以下は登録事業者が記入してください。

補助金額	
------	--

<補助金額の規定>

利用	補助金額
単身世帯	上限1万円
世帯員 2 人以上の世帯	2 人まで 1 人につき上限 1 万円 3 人目以降 1 人につき上限 5 千円

* 料金が発生する場合対象

様式第3号(第13条関係)

宿泊体験券換金請求書

今帰仁村観光協会 殿

今帰仁再発見村民発信 PR 事業「なきじんウォーカー」に係る補助金額について下記のとおり請求いたします。

請求金額

円

請求日 令和 年 月 日

住 所

事業者名

代表者名

印

※請求の際は、宿泊体験券の原本を添付してください。

様式第3-2号(第13条関係)

宿泊体験券換金請求書

今帰仁村観光協会 殿

今帰仁再発見村民発信 PR 事業「なきじんウォーカー」に係る宿泊料について下記のとおり請求いたします。

請求金額

円

請求日 令和 年 月 日

事業所名

又は

個人名

(印)

振込先

口座名義人	(フリガナ)								
金融機関名				支店名					
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号							
ゆうちょ銀行	記号								
	番号								

※請求の際は、宿泊体験券(登録業者による補助金額記載版)及び宿泊証明書の原本を添付してください。

様式第 4 号(第 13 条関係)

宿泊施設 → 宿泊者 → 今帰仁村観光協会

今帰仁再発見村民発信 PR 事業「なきじんウォーカー」 宿泊証明書

予約者名	
住 所	今帰仁村字
宿泊施設名	
宿泊期間	
宿泊人数	名
宿 泊 料	

令和 年 月 日

上記の通り、当施設に宿泊されたことを証明します。

宿泊施設名

_____ (印)